

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」規則変更事項

旧

新

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界基督教統一神靈協会」という。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、東京都知事の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界平和統一家庭連合」という。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

付 則

成年月日 この変更した規則は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(平